

令和5年度 社会福祉法人一般監査 指摘件数一覧

(单位:件)

[illegible]

(単位:件)

運営事業・項目別		主たる運営事業の種別								合 計	
		社会福祉 関係 社会福祉法人		老人福祉 関係 社会福祉法人		障がい福祉 関係 社会福祉法人		児童福祉 関係 社会福祉法人			
指摘区分		文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
項目											
Ⅲ 管 理	1 人事管理	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	2 資産管理										
	(1) 基本財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 基本財産以外の財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 株式保有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 不動産の借用	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	3 会計管理										
	(1) 会計の原則	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 規程・体制	0	0	0	2	0	0	3	9	3	11
	(3) 会計処理	0	0	1	6	0	0	3	15	4	21
	(4) 会計帳簿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 附属明細書等	0	1	1	2	0	0	0	10	1	13
	小計	0	1	2	10	0	0	6	34	8	45
	4 その他										
	(1) 特別の利益供与の禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 社会福祉充実計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 情報の公表	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	(4) その他	0	0	0	3	0	0	4	1	4	4
	小計	0	0	0	3	0	0	4	2	4	5
合計		0	1	5	17	0	0	27	68	32	86

令和5年度 社会福祉法人一般監査における指摘内容一覧

根拠法令等の凡例

- 法 :社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）
- 令 :社会福祉法施行令（昭和33 年政令第185 号）
- 規則 :社会福祉法施行規則（昭和26 年厚生省令第28 号）
- ガイドライン :「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- 認可通知 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12 年12 月1日付け障第890 号・社援第2618 号・老発第794 号・児発908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省・老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- 審査基準 :認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- 定款例 :認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- 審査要領 :「社会福祉法人の認可について(通知)」（平成12 年12 月1日付け障企第59 号・社援企第35 号・老計第52 号・児企第33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」
- 会計省令 :社会福祉法人会計基準（平成28 年厚生労働省令第79 号）
- 運用上の取扱い :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28 年3月31 日付け雇児発0331 第15 号・社援発0331 第39 号・老発0331 第45 号厚生労働省・雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- 留意事項 :「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28 年3月31 日付け雇児総発0331 第7号・社援基発0331第2号・障障発0331 第2号・老総発0331 第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- 平成28年改正法 :社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28 年法律第21 号）
- 平成28年改正政令 :社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28 年政令第349 号）
- 一般法人法 :一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

1. 文書指摘

(単位:件)

指 摘 項 目		指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
I 法人 運 営	3(1) 評議員の選任	評議員(任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された場合を除く)の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。(選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会終結の時となっていませんでした。)	・ガイドライン I 3(1)1 ・法人定款	1
	3(2) 評議員会の招集・運営	評議員会の決議において、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、貴法人の定款の規定どおりに決議してください。(貴法人の定款第13条第3項には、各候補者ごとに同条第1項の決議を行わなければならないと規定されていますが、同議案の実際の決議では、理事候補者一括での決議となっていました。)	・ガイドライン I 1-1、I 3(2)2 及び I 4(2)1 ・法人定款	1
		計算書類等（計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告）は、理事会の承認を受けた上で、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置いてください。このため、計算書類等の承認に係る理事会と定時評議員会の開催日は2週間（中14日間）以上の間隔を確保してください。（令和4年度決算に係る理事会と定時評議員会の開催日が中14日間未満となっていました。）	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の28第1項及び第3項並びに第45条の32第1項	2
		評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨) (理事会の決議前に評議員会の招集通知を発送している事例がありました。確定している議案の概要を招集通知に記載(添付)していないことが確認されました。)	・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項 ・規則第2条の12	2

I 法人 運 営	3(2) 評議員会の招 集・運営	評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 3(2)2 ・法第45条の9第6項から第8項 まで	2
	4(2) 理事の選任及び 解任	理事(任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された場合を除く)の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。(選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会終結の時となっていないませんでした。)	・ガイドライン I 4(2)1 ・法人定款	1
	4(3) 理事の適格性	理事のうちに含まれなければならない「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」について、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (理事のうちに各要件を満たす方が含まれているとのことですが、評議員会での選任決議において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 4(3)2 ・法第44条第4項第1号及び第 2号	1
	5(2) 監事の選任及び 解任	監事(任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された場合を除く)の任期について、貴法人の定款のとおり「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」としてください。(選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会終結の時となっていないませんでした。)	・ガイドライン I 5(2)1 ・法人定款	1
		理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ていませんでしたので、改善してください。 (過半数の同意を得ていることを証する記録の確認ができませんでした。)	・ガイドライン I 5(2)1 ・法第43条第3項により準用さ れる一般法人法第72条第1項	1
		監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (評議員会での選任決議において、「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」としての選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 5(2)3 ・法第44条第5項	1
	6(1) 理事会の審議状 況	理事会の決議に際し、特別の利害関係を有する理事の有無を確認してください。なお、確認したことがわかるよう記録を残してください。	・ガイドライン I 6(1)2 ・法第45条の14第4項及び第5 項	1
	6(2) 理事会の記録	理事会の議事録には、貴法人の定款に定める者の署名又は記名押印を受けてください。 (定款では、「出席した理事長及び監事」が記名押印すると規定されているところ、出席した理事長及び理事2名が記名押印している事例がありました。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項 ・法人定款	2
		理事会の議事録は、厚生労働省で定めるところにより作成してください。(令和5年6月9日開催の理事会で、評議員会の日時、場所、議案を決議したとのことですが、具体的な時間、場所、議案の内容の記載がありませんでした。また、議案と審議経過及び結果の記載が一致していませんでした。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項から第8 項まで及び第45条の15第1項 ・規則第2条の17第1項から第3 項まで	1
	6(3) 債権債務の状況	多額の借財に関して理事会の決議を受けてください。 (多額の借財の範囲に関して理事会の決議を確認できませんでした。また、理事長に委任する範囲を定めた専決規程等も確認できませんでした。よって、借財について理事会の議決を受けてください)	・ガイドライン I 6(3)1 ・法第45条の13第4項第2号 ・法人経理規程	2
III 管 理	1- 人事管理	重要な役割を担う職員の選任については、貴法人の定款第22条第2項の規定に基づき理事会の決議を経て行ってください。 (施設長の選任が理事会によって行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン III 1-1 ・法第45条の13第4項第3号 ・法人定款	1

Ⅲ 管 理	3(2) 規程・体制	会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 (次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。 ・サービス区分 ・使用する勘定科目(別表1) ・小口現金の管理方法 ・月次報告) ・経理規程と作成書類の内容が合致していません	・ガイドラインⅢ3(2)1 ・会計省令第10条 ・運用上の取扱い2、3 ・留意事項1(4) ・留意事項4、5、6 ・法人経理規程	3
	3(3) 会計処理	借入金に関して、決算日の翌日から起算して1年以内に返済予定のものは流動負債としてください。	・ガイドラインⅢ3(3)2 ・運用上の取扱い6	1
		積立金の取り崩しは適切な会計期間に適切な形で計上してください。 次のとおり不備が確認されました。 ＜【令和4年度決算】 ・積立金の取り崩しについて、未収金で計上されている。＞	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第1条第2項	1
		その他の積立金については、積立の目的を示す名称を付した上で、原則として同額の積立資産を積み立てた上での積立てとしてください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第6条第3項 ・運用上の取扱い19、別紙3(⑫) ・留意事項19	1
		資金収支予算書は、定款等に定める手続きに従い作成してください。また、予算の執行に当たって、これに変更を加えるときも、定款等に定める手続きに従い行ってください。 (収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けることと定めており、これを変更する場合も、同様としている。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(1)、(2) ・法人定款 ・法人経理規程	1
	3(5) 附属明細書等	計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 【令和4年度決算】 ・「借入金明細書」が指定の様式と異なっており、「差引期末残高」欄の(うち1年以内償還予定額)が記入されていない。	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・運用上の取扱い26並びに別紙3(①)	1
	4(4) その他	法人の登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしてください。 (理事長重任の変更登記が期限内に行われていませんでした)	・ガイドラインⅢ 4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(S39年政令第29号)第3条第1項	2
		資産総額の変更登記の遅れが見受けられたので、組合等登記令第3条第3項に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に登記してください。	・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39.3.23政令第29号)第3条第3項	2
			合 計	32

2.口頭指摘

(単位:件)

指 摘 項 目		指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
Ⅰ 法 人 運 営	法人運営共通	貴法人の定款細則において、評議員会の「議長は、出席した評議員の中からその都度互選」と規定されていますが、理事が議長になっていた評議員会がありました。貴法人の規定のとおり選任してください。	・法人定款細則	1
		法人の業務執行を適切に行い、法人運営の適正を確保してください。 (令和元年11月29日に開催された理事会の議事録で、内容が異なる原本が複数ありました)	・ガイドラインⅠ 及びⅠ 6(2)1 ・法第45条の14第6項から第8項まで及び第45条の15第1項 ・規則第2条の17第1項から第3項まで	1
	1- 定款	定款の規定が社会福祉法上の規定を必ず満たすものとなるように、文言の修正を行うとともに、社会福祉法第45条の36に基づき、所轄庁の認可を受けてください。 (・公益事業が「目的(社会福祉事業の種類)」の条項の中に記載され、「公益事業を行う場合にはその種類」として別に記載されていませんでした。 ・「附則」に設立当初の役員・評議員を記載すべきところ、新しく選任された評議員1名について記載変更されていました。)	・ガイドラインⅠ 1-1 ・法第31条第1項及び第3項	1

I 法人運営	1- 定款	公表している定款が直近のものではないので、差し替えてください。 (電子開示システムの令和5年度公表箇所にて平成29年4月1日施行の定款が公表されていました。)	・ガイドライン I 1-3 ・法第59条の2第1項第1号	1
	3(1) 評議員の選任	評議員候補者が欠格事由に該当しないか、当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないかについて、履歴書、誓約書等を徴取して本人に確認する等の方法により、法人において確認を行ってください。	・ガイドライン I 3(1)2 ・法第40条第1項、第4項及び第5項 ・規則第2条の7及び第2条の8 ・審査基準第3-1(5)及び(6)並びに第3-2(4)	2
		評議員会には、民主的で適正な法人・事業運営を図る重要な責務がありますので、欠席者の解消に努めてください。	・ガイドライン I 3(1)2 ・審査基準第3-1(3)	1
	3(2) 評議員会の招集・運営	評議員会の招集通知は、期限(評議員会の1週間前(中7日)まで。これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間。)までに発出してください。	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項	1
		評議員会の招集通知に記載しなければならない次の事項を理事会で決議し、評議員会の招集通知に記載してください。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)(理事会で評議員会の場所と時間が決議がされていないことが確認されました。また、確定している議案の概要を招集通知に記載(添付)していないことが確認されました。)	・ガイドライン I 3(2)1及び I 6(1)2 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項 ・規則第2条の12	2
		計算書類等(計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)は、理事会の承認を受けた上で、定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置いてください。このため、計算書類等の承認に係る理事会と定時評議員会の開催日は2週間(中14日間)以上の間隔を確保してください。 (決算に係る理事会と定時評議員会の開催日が中14日間未満となりました。)	・ガイドライン I 3(2)1 ・法第45条の28第1項及び第3項並びに第45条の32第1項	2
		評議員会の決議において、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、貴法人の定款の規定どおりに決議してください。(貴法人の定款第13条第3項には、各候補者ごとに同条第1項の決議を行わなければならないと規定されていますが、同議案の実際の決議では、理事及び監事候補者一括での決議となっていました。)	・ガイドライン I 1-1及び I 3(2)2 ・法人定款	1
		評議員会の議事録には、貴法人の定款に定める者の署名を受けてください。 (定款では、「議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する」と規定されているところ、理事長及び出席した監事1名が記名押印している事例がありました。)	・ガイドライン I 3(2)3 ・法第45条の9第10項 ・法人定款	1
		理事候補者が欠格事由に該当しないか、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会勢力の者に該当しないかについて、履歴書、誓約書等を徴取して本人に確認する等の方法により、法人において確認を行ってください。	・ガイドライン I 4(3)1 ・法第44条第1項により準用される第40条第1項 ・規則第2条の10 ・審査基準第3の1	3
	4(3) 理事の適格性	理事のうちに含まれなければならない「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」並びに「施設の管理者」について、それぞれ評議員会の決議等適正な手続きにより選任してください。 (評議員会での選任決議において、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」並びに「施設の管理者」としてそれぞれ選任が行われていないことが確認されました。)	・ガイドライン I 4(3)2 ・法第44条第4項第2号	1
	5(2) 監事の選任及び解任	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないところ、同意を得ませんでしたので、改善してください。(過半数の同意を得ていることを証する記録の確認ができませんでした。)	・ガイドライン I 5(2)1 ・法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項	3

I 法人運営	5(2) 監事の選任及び解任	監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないかについて、履歴書、誓約書等を徴取して本人に確認する等の方法により、法人において確認を行ってください。	・ガイドライン I 5(2)2 ・法第44条第1項、第2項及び第7項 ・規則第2条の11 ・審査基準第3の1	3
	5(3) 監事の職務・義務	監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成してください。(監査報告書の作成はされていましたが、監査対象期間の記載に誤りがありました)	・ガイドライン I 5(3)1 ・法人定款	1
		監事には理事会への出席義務がありますので、欠席の解消に努めてください。(同一の監事による2回以上連続した欠席、監事全員が欠席した理事会が見受けられました。)	・ガイドライン I 5(3)1 ・法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで	2
	6(1) 理事会の審議状況	理事会の招集通知は、期限(理事会の1週間前(中7日)まで。これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間。)までに発出してください。	・ガイドライン I 6(1)1 ・法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項	1
		理事長が、理事会において、貴法人の定款に基づき毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況に関する報告をしていないので、改善してください。	・ガイドライン I 6(1)4 ・法第45条の16第3項 ・法人定款	2
III 管理	6(2) 理事会の記録	理事会の議事録には、貴法人の定款に定める者の記名押印を受けてください。(定款では、「出席した理事長及び監事」が記名押印すると規定されているところ、監事は2名出席していましたが、1名分の記名押印しかしていない事例がありました。)	・ガイドライン I 6(2)1 ・法第45条の14第6項 ・法人定款	2
	8(4) 報酬等の総額の公表	現況報告書により公表する報酬等の総額は、前会計年度に支出した実績額としてください。(令和5年4月1日現在の現況報告書において、理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬の総額の記載に誤りがありました。)	・ガイドライン I 8(4)1 III 4(3)1 ・法第59条の2第1項第3号 ・規則第2条の41及び第10条 ・社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について(H29.3.29雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号)別紙1 記載要領【個別事項】2(3-6)、3(3-12)及び4(3-6)	3
	2(4) 不動産の借用	国又は地方公共団体以外の者から借りている社会福祉事業の用に供する土地について、契約を締結し、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記を適正に行ってください。(園舎及び園庭の敷地に係る借地の一部について、契約の締結及び利用権の登記がされていませんでした。)	・ガイドライン III 2(4)1 ・審査基準第2の1の(1)	1
III 管理	3(2) 規程・体制	会計処理を行うに当たっては、貴法人の経理規程等に基づき、必要な事務処理を行ってください。 次に掲げる会計処理について、経理規程に基づいていないことが確認されました。	・ガイドライン III 3(2)1 ・留意事項1(4)、2(2) ・法人経理規程	11
		・サービス区分 ・会計伝票の処理 ・減価償却の方法 ・拠点区分の名称 ・寄附金品の受入手続 ・小口現金の管理方法 ・小口現金の限度額 ・小口現金の運用(制度) ・月次報告の提出期限 ・統括会計責任者の任命 ・固定資産管理責任者の任命 ・収入の手続(領収書の発行) ・収入した金銭の保管 ・随意契約における見積徴取について ・勘定科目の設定(経理規程の表は誤りなので、正しく改定してください)		

Ⅲ 管 理	3(3) 会 計 処 理	短期借入金が1年以内に償還されていません。短期借入の場合は1年以内に償還してください。1年以上の借入となる場合は長期借入金としてください。	・ガイドラインⅢ3(3)2 ・運用上の取扱い6 ・留意事項8 ・法人経理規程	2
		会計処理を行うに当たっては、会計基準に則り処理を行ってください。 ＜【令和4年度決算】 ・役員報酬と会議費の一部(理事会と評議会に掛かる費用)は法人本部で支出してください。 ・職員の有料道路代金は旅費交通費(研修参加の場合は研修研究費)で支出してください。＞	・ガイドラインⅢ3(3)2 ・会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項 ・運用上の取扱い4、7 ・留意事項11、12、13	1
		資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより作成してください。 (定款で、理事長が作成し理事会の決議を経て評議員会の承認を得ると規定していますが、評議員会の承認を得ていない事例が確認されました。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(1) ・法人定款	1
		資金収支計算書における予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額(補正がない場合は当初予算額)と一致するようにしてください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(1)	1
		資金収支計算書において、予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がありましたが、補正予算が編成されていませんでした。また、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載してください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(2) ・会計省令第16条第6項	2
		予算の執行に当たって、変更を加えるときは、貴法人の定款等に定める手続きを経てください。 (予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がありました) (「資金収支計算書」の予算額は、理事会で承認された最終補正予算額としてください。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・留意事項2(2) ・法人定款 ・法人経理規程	5
		収益及び費用は適切な会計期間に適切な形で計上してください。 次のとおり不備が確認されました。 【令和4年度決算】 ・積立金に対する利息収入について、現金預金で計上されていない。 ・放課後児童クラブの委託料返還金に係る決算時未払額の処理誤り ・修繕積立金に対する利息収入について、積立資産に繰入計上している	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第1条第2項 ・運営上の取扱い1	2
		施設及び設備の整備のために受領した補助金等は、事業活動計算書において、特別収益に計上してください。 (令和4年度受領の補助金(群馬県の教育支援体制整備事業補助金、国のコロナ対策支援事業補助)について、サービス活動収益に計上されていました。) また、資金収支計算書において、施設整備等による収入に計上してください。(同補助金について、事業活動による収入に計上されていました。)	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第6条第2項 ・運用上の取扱い10 ・留意事項15	2
		減価償却を行わなければならない有形固定資産について、減価償却が行われていない。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・運用上の取扱い16 ・留意事項17 ・法人経理規程	1
		次に掲げる計算書類は会計省令において定められている様式に従って作成してください。 【法人全体で作成】 ・資金収支計算書 【拠点区分で作成】 ・拠点区分 資金収支計算書	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第17条第4項並びに第1号第1及び第4様式	2
		事業活動計算書の様式は、会計基準に則したものとしてください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第23条及び第2号第1～3様式 ・会計省令第24条及び別表第2	1
		貸借対照表の様式は、会計基準に則したものとしてください。	・ガイドラインⅢ3(3)3 ・会計省令第27条及び第3号第1～4様式 ・会計省令第28条及び別表第3	1

Ⅲ 管 理	3(5) 附属明細書等	計算書類に対する注記について、次の記載事項に誤りが見受けられたので、改善してください。 【法人全体用】 ・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に、無形固定資産であるソフトウェアが含まれている。 ・「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の表における、取得価額と減価償却累計額 ・「債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の表における、未収金の記載 【法人全体用】【拠点区分用】 ・「基本財産の増減の内容及び金額」において、『土地』についての表記がない。 ・「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」において、減価償却に伴う国庫補助金等特別積立金の取崩し額が計上されている。	・ガイドラインⅢ3(5)1 ・会計省令第29条第1項第9号 ・運用上の取扱い25並びに別紙1及び2	4
		計算書類の附属明細書について、次のとおり誤りが見受けられたので、改善してください。 （【令和4年度決算】） ・借入金明細書(別紙3①)について、差引期末残高のうち1年以内償還予定額の金額が貸借対照表の金額と不一致。 ・借入金明細書について、「当期償還額」欄と「差引期末残高中のうち1年以内償還予定額」欄が記入されていない。また、「当期借入金」の額に誤りがあります。また、償還した記録を残してください。 ・借入金明細書について、「うち1年以内償還予定額」欄が記入されていない。 ・寄付金収益明細書について、「寄附者の属性」欄が注1の分類で記入されていない。 ・国庫補助金等特別積立明細書について、「区分並びに積立て及び取崩しの事由」欄が記載されていない。 ・国庫補助金等特別積立明細書(別紙3⑦)について、当期積立金の額に誤りがあります。また、当期取崩額に法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)のサービス活動費及び特別費用それぞれの国庫補助金取崩額を記入すること。 ・積立金・積立資産明細書について、退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てる場合には摘要欄にその旨を明記すること。 ・積立金・積立資産明細書について、退職給付引当資産の計上に関して退職給付引当金に対応する旨が明記されていない。 【補助金事業等収益明細書】 ・介護保険事業に係る補助金については「介護事業」区分に、施設整備等に係る補助金については「施設」区分に記載すること。	・ガイドラインⅢ3(5)2 ・会計省令第30条 ・運用上の取扱い26並びに別紙3(①、②、③、⑦及び⑫)	7
		財産目録について、次のとおり不備が確認されましたので、記載上の留意事項等に従い、適正に作成してください。 ・科目を分けて記載した場合に設ける小計欄の作成方法 ・車輛運搬具について、会社名と車種等を記載する。 ・建物についてのみ、取得年度を記載する。	・ガイドラインⅢ3(5)3 ・会計省令第31条、第33条、第34条 ・運用上の取扱い27及び別紙4	2
	4(3) 情報の公表	法令に定める次の事項について、遅滞なくインターネット等を利用して公表してください。 ・計算書類 (電子開示システムに公表されている計算書類の一部が記載されていないことが確認できました。)	・ガイドラインⅢ4(3)1 ・法第59条の2第1項 ・規則第10条	1
	4(4) その他	代表権を有する者の選任(重任)登記の遅れが見受けられたので、組合等登記令第3条第1項に基づき、変更後2週間以内に登記してください。	・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第1項	2
法人の登記事項(資産の総額)について変更が生じた場合、毎事業年度の末日から3月以内(6月末日まで)に変更登記をしてください。 (資産の総額の変更登記が期限内に行われていませんでした。)		・ガイドラインⅢ4(4)3 ・法第29条 ・組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第3項	2	
※備考： 上記分類について、法人へ送付した結果と表記が異なる場合があります。			合 計	86